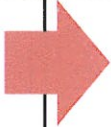
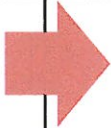


固定資産税・都市計画税の減免

- 中小事業者の税負担を軽減するため、中小事業者の**保有するすべての設備や建物等の2021年度※の固定資産税及び都市計画税**を、売上の減少幅に応じ、**ゼロまたは1/2**とする。
※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置（収入が前年同月比20%以上減）に基づき、1年間、納税猶予可能。
- 具体的には、2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上が**前年同期比30%以上50%未満減少した場合は1/2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除**する。

＜減免対象＞ ※いずれも市町村税

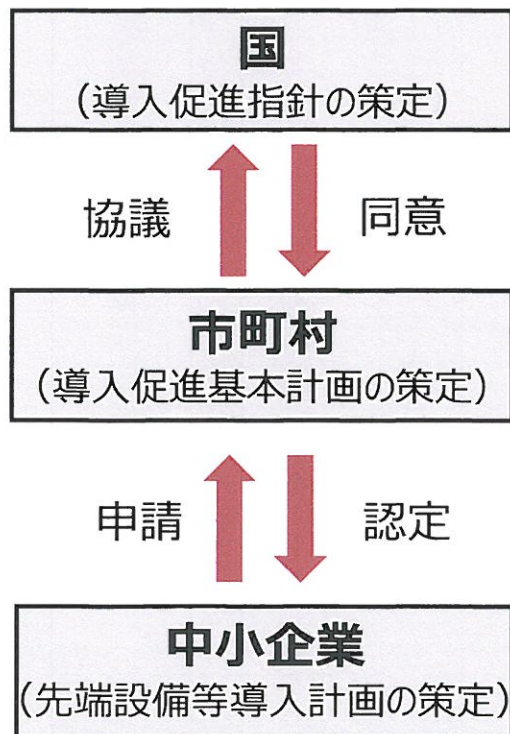
- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の 売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	 2分の1
50%以上減少	 全額

固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

- 現在、中小企業が**新たに投資した設備**については、自治体の定める条例に沿って、**投資後3年間、固定資産税が免除される（固定ゼロの特例）**。
- 生産性向上に向けた中小企業の新規投資を促進するため、本特例の適用対象に**事業用家屋と構築物**※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている**適用期限を2年間延長**する。
※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

<認定スキーム>



対象地域	全国1,646自治体（うち1,642がゼロ（2020年2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの <div style="text-align: center;">↓</div> 事業用家屋と構築物を対象に追加 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ● 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上 向上するもの
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）を投資後3年間ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める